

大阪市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大阪市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>① 省 略</p> <p>② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の<u>法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更</u>。</p> <p>③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施。</p> <p>④ センターが<u>予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所</u>。</p> <p>⑤ 省 略</p> <p>(2)－(4) 省 略</p> <p>第3条－第11条 省 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 省 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>① 省 略</p> <p>② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の<u>委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</u>。</p> <p>③ センターの業務の<u>委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施</u>。</p> <p>④ センターが第1号介護予防支援事業及び<u>指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定</u>。</p> <p>⑤ 省 略</p> <p>(2)－(4) 省 略</p> <p>第3条－第11条 省 略</p>

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。